

女性活躍加速のための重点方針2019の策定方針と主な事項例

- ★人生100年時代において、女性が様々な役割を果たしながら、自らが多様な選択ができる社会を目指す。
- ★女性が抱える問題を直視し、困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な社会の構築に正面から取り組む。
- ★少子化・人口減少下で、「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進。

I 女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

○女性に対するあらゆる暴力の根絶

性犯罪・性暴力被害者支援、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた取組の推進、DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援、加害者更生を含むDV対策の推進、DV対応と児童虐待対応との連携強化

○女性の健康支援

乳がん、子宮頸がん等を含むがん検診の更なる普及、生涯を通じた女性の健康保持への理解促進

○困難を抱える女性の支援

ひとり親家庭の支援、困難を抱える若年女性の支援

III 女性活躍のための基盤整備

○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組

○子育て・介護基盤の整備

○多様な選択を可能とするための教育・学習の充実

○働く意欲を阻害しない制度等の在り方の引き続きの検討

II あらゆる分野における女性の活躍

○地方創生における女性活躍の推進

第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の盛込

○経済分野における一層の女性活躍

女性活躍推進法の見直しの結果を踏まえた取組の推進、ESG投資等における女性活躍情報の活用状況の「見える化」推進、公共調達における加点評価の取組の着実な実施

○働き方改革と生産性・豊かさの向上

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、テレワークの推進、中高年女性の就業ニーズの実現

○政治分野における男女共同参画推進

地方議会における両立支援のための設備・規定の整備状況の調査等

○女性の参画促進・人材育成等

司法・行政分野、医療分野等における女性活躍推進、理工系女性人材の育成・支援、女性役員候補者の育成推進

○男性の家事・育児等の参画促進・育休取得促進

○国際的協調

G7、G20、APEC、国連等への積極参加・国内施策への取り込み強化

児童虐待防止対策の抜本的強化について（抄）

平成31年3月19日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（6）DV対応と児童虐待対応との連携強化等

① DV対応と児童虐待対応との連携強化

- 法・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化する。
- 配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DVに関する有識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り方を、ケーススタディに基づき検討する。
- 法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。
- 配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進める。
- 民間シェルターにおけるDV被害者とその子どもに対する支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおけるDVと虐待の特性や関連性への理解を拡大する取組を推進する。
- DV被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。
- DV被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を図る。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部（局）

の行政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修を強化とともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。

- 関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV被害者支援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

- 婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。
- 一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。
- 一時保護した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委託一時保護された子どもが安心・安全に通学するために必要な支援を行う。

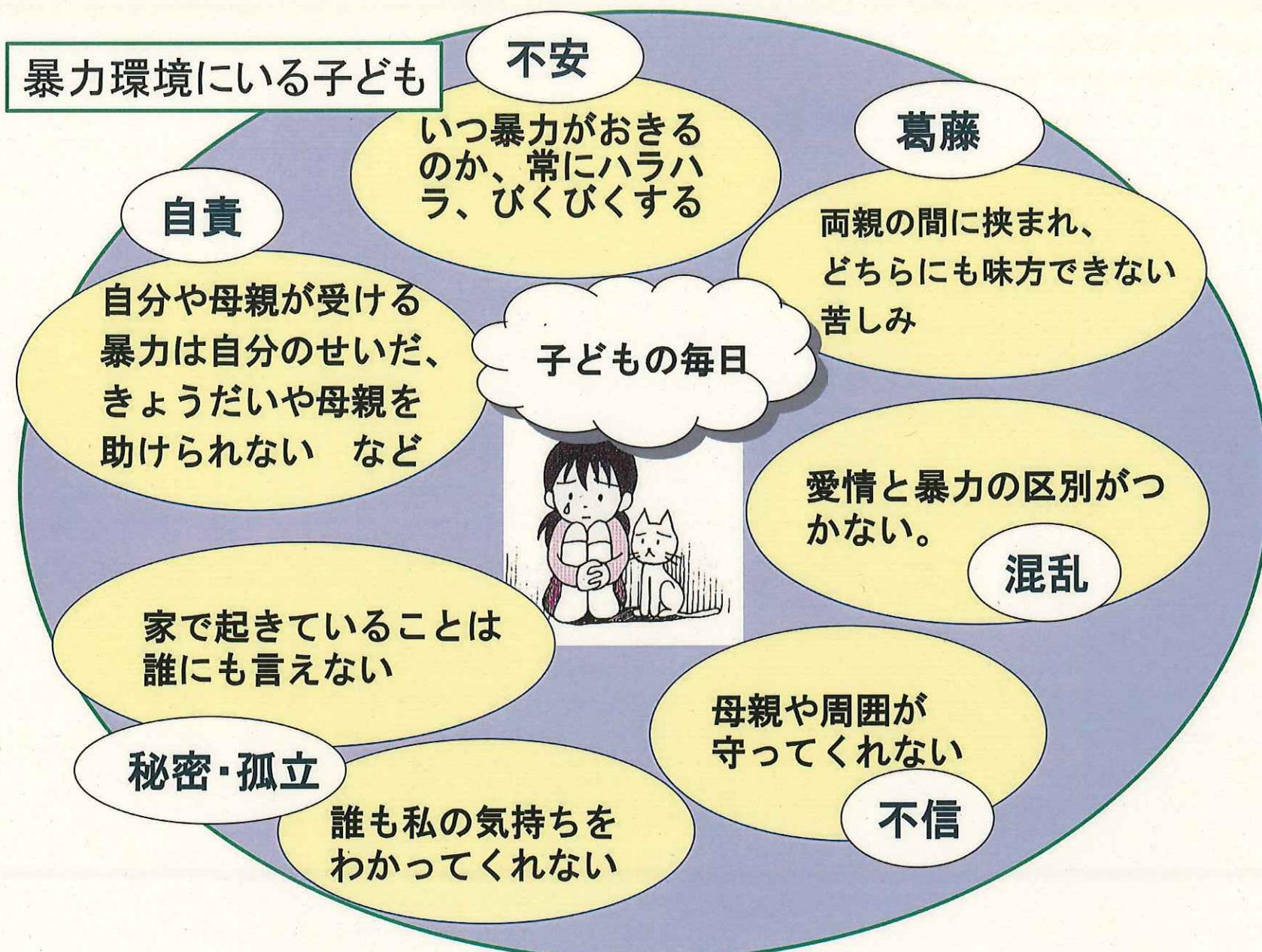
③ 婦人相談員の配置の促進

- 婦人相談員が設置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討するよう要請する。

④ 婦人保護施設の機能の充実

- 婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。
- 中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。

出典：児童虐待防止対策の抜本的強化について（2019年3月19日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）



出典：DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会（第2回）2019年3月12日

NPO法人 DV防止ながさき 提出資料

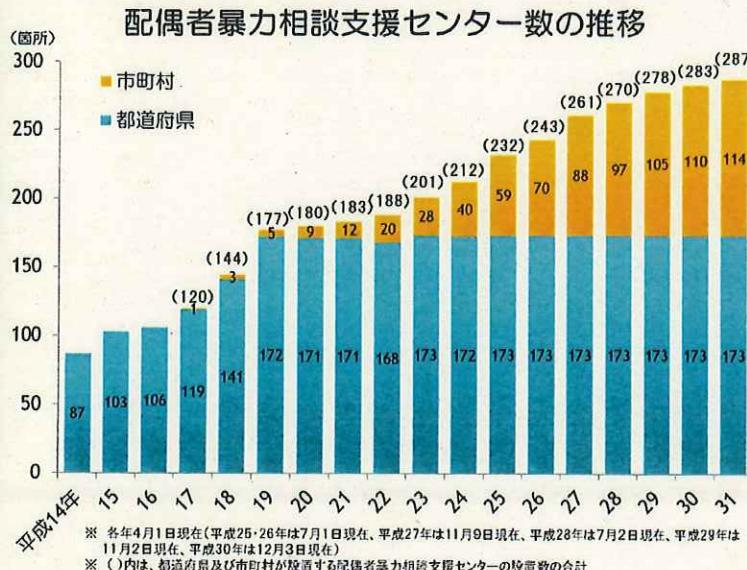
市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための取組について

法律・計画

財政支援

支援センターの設置数等

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、平成16年・19・25年に法改正）
 - ① 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有する。（法第2条）
 - ② 市町村は、市町村における施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。（法第2条の3第3項）
 - ③ **市町村は、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。**
（法第3条第2項）
- 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）－第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」－
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 平成32年までの成果目標 150か所（平成31年4月現在：114か所）
- 配偶者からの暴力及びストーカー対策に係る地方財政への対応
 - ① 地方財政への対応として、**特別交付税（市町村基本計画の作成に要する経費、配偶者暴力相談支援センターの業務に関する経費、緊急時における安全の確保に関する経費、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費）**により財政支援を実施
 - ② 市が支弁した婦人相談員が行う業務に要する費用について補助（法第28条第2項）



支援センター数(31年4月現在)		(市町村設置の内訳)
○都道府県設置	173か所	
○市町村設置	114か所	
合計	287か所	
		政令市 21か所 中核市 21か所 施行時特例市 11か所 その他 61か所



(出典：内閣府男女共同参画局調べ)

出典：内閣府